

交野市水道事業及び下水道事業経営審議会条例

令和 2 年 3 月 3 1 日

条例第 1 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、
交野市水道事業及び下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。きさい
（令和 7 条例 4 0 ・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、本市水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経
営の適正化を図るため、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 上下水道事業の経営に関すること。
- (2) その他上下水道事業に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

（令和 7 条例 4 0 ・一部改正）

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 上下水道使用者
- (4) その他市長が必要と認める者

（令和 7 条例 4 0 ・一部改正）

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から、第 2 条に規定する諮問に係る調査及び審
議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(令和7条例40・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年条例第40号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。